

伝寿暁筆『古今集』断簡及び関連資料の諸問題

——旧稿の修正をかねて——

舟 見 一 哉

一、本稿の目的

旧稿「二〇一五」において、「内閣文庫本古今和歌集注」と通称される『古今集』の注釈書について論じた際、津守寿暁（寿暁法師）を伝称筆者とする『古今集』の断簡を取り上げた。その後、新たに確認し得たツレがあり、また、当該断簡群の筆跡に関して修正を要することも判明したので、ここに再論する。あわせて、この伝寿暁筆『古今集』断簡と同筆であるとされている、伝寿暁筆『顯注密勘』の断簡一葉を紹介し、伝寿暁筆とされる一連の断簡群の、主に書写者に関する諸問題について論じる。

二、伝寿暁筆『古今集』断簡

津守寿暁（寿暁法師）を伝称筆者とする『古今集』の断簡は、朱筆で注記を書き込んだ一葉（『集古帖』一一五（徳川黎明会叢書 古筆手鑑編四）所収）と、それとは別筆である別種の一群とに分けられる。本稿で取り上げるのは後者である。

推定書写年代は、寿暁の真筆資料が現存しないことから、鎌倉最末期・南北朝期・室町時代初期、と諸氏の見解が一定しない。私見では、下っても南北朝期頃の書写であり、室町時代初期とは思われない（なお後述）。

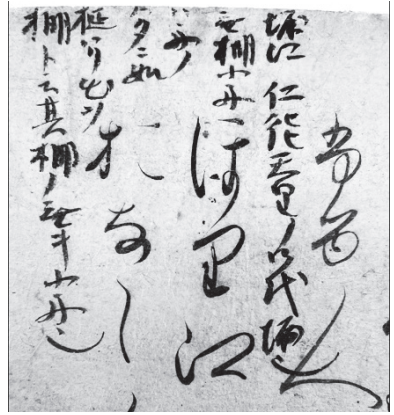
寿暁の伝は、従来からいわれるように、よくわからない。和歌事績は、『津守和歌集』（津守家（撰津住吉神社世襲の社家）

累代の歌人の作品を、勅撰集から抜き出し、各集ごとにまとめた「歌集。『新編国歌大観』解題」によると、『新撰和歌集』に「よみ人しらず」として入集しているのが初例か。『続千載和歌集』には「寿暁法師」として入集しているので、おおよそ一三〇〇年代前半が歌人として認知された時期であろう。諸氏の指摘するように、鎌倉時代後期から南北朝期が彼の主な活動時期にあたると思われる。

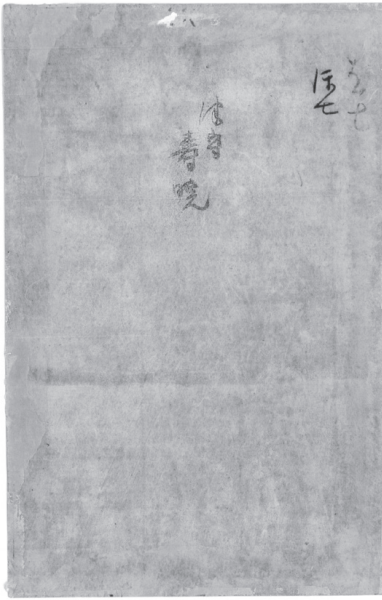
伝寿暁筆『古今集』断簡は、現時点で計四十一葉を集成できる。内訳は、仮名序部分の二葉、巻第一～十の二十三葉、巻第十一～二十の十五葉である。⁽¹⁾ここでは個人蔵の一葉を紹介しておく。【↓図版A】

〈書誌〉

縦二十三・八×横十五・二センチ。和歌の字高は二十・二～二十・八センチ程。作者名は和歌より九・八センチほど下から書く。上欄の書き入れは本文と別筆（後述）。紙質は斐紙と推定される。極札「津守寿暁 かけるふの」（朝倉茂入・初代）、裏面墨印「茂入道順」。



〔上欄勘物部分〕



〔裏面〕

当該断簡群の特徴は、すでに川上「一九九八」・同「一九九九」に詳述されており、旧稿でも論じたが、四十一葉を対象として改めて確認する。

当該断簡群の本文系統は、新たな断簡を加えても、やはり、巻第一～十、巻第十一～二十ともに、定家本系統であるとみてよい。

紙面余白や行間に書き入れられている注記は、以下の三種類に分類できる。

第一は、本文と同筆で書き込まれている、定家本系統の『古今集』にある勘物である。例えば、巻第二・七五番作者「そつく法師」の下部に、本文と同筆で「承均」とある（久曾神昇「二九五」第二五図）。これは定家本系統に特有の、定家による勘物である。巻第十三・六四〇番作者「龍」の下部に、本文と同筆で「一説 チヤウ、用之。一説 ウツク」とある（諫早家崇史蔵手鑑所収断簡。東京国立博物館写真帖による）。これも定家本系統に特有の、定家の勘物である。筆跡は本文と同筆であるので、当該断簡群の書写者が、親本にあつた勘物を、本文書写と同時に写したものである。当該断簡群の本文系統が定家本系統であることも符合する。

第二は、清輔本古今集の勘物である。清輔本古今集の勘物は、漢字・平仮名を用いて転記されている。例えば、川

上「一九九八」掲載の断簡Cにある、『大和物語』を引用した平仮名の勘物や、旧稿にて図版を掲載した都立中央図書館加賀文庫蔵『古名筆帖』所収断簡にある「或ままへのさくら」、「三首、目六云因香内侍、従四下、貞観寛平人」など。これらは本文と同筆である。

この清輔本古今集の勘物は、巻第十一〜二十（二冊本であったと想定すると下冊に相当）の断簡には全く存在しない。清輔本古今集の勘物は、校訂年によって諸本間に相違や出入りがあるが、それを考慮しても、有ってしかるべき個所に、無い。一方、仮名序と巻第一〜十（二冊本であったと想定すると上冊に相当）の断簡には、勘物がある断簡と、有ってしかるべき部分に勘物のない断簡とが、混在している。さらに、旧稿の注2で触れたように、上冊相当の断簡には、本文の重複する部分が二カ所ある。しかもその重複は、ちょうど勘物のある断簡と、ない断簡にわたっている。例えば、勘物のある都立中央図書館加賀文庫蔵『古名筆帖』所収断簡と、勘物のない『古筆切影解説』一二六図は、八〇番歌の詞書が重複している。行取りや字配りは一致せず、一方が一方の模写ではない。両者の筆跡は同筆と認められるので、同筆で書写された二種類の『古今集』が存在したと考えるほかない。書写者は、一方には清輔本古今集の勘物を転記し、もう一方には転記しなかったのである。言い換

えると、清輔本古今集の勘物は、歌によって任意に転記／非転記の選択がなされたのではなく、一切転記しなかった写本と、転記した写本という、二種があったということである。

第三は、いわゆる「内閣文庫本古今和歌集注」の注文（便宜上「内閣注」と略称）と重なる勘物である。漢字・片仮名を用いて転記されている。例えば、本稿で図版を示した個人蔵断簡の上欄や、『古筆切影解説』一二八図にある『伊勢物語』を引用した片仮名の勘物、島根・美保神社蔵手鑑（『古筆手鑑大成 第十五巻』）にある巻第十九巻頭「短歌」に関する長文の片仮名の勘物などである。

この勘物の筆跡について、改めて子細に検討した結果、本文とは別筆であり、清輔本古今集の勘物とも別筆である、と判断するに至った。例えば、先に引用した『古名筆帖』所収断簡の清輔本勘物「従四下、貞観寛平人」と、『古筆切影解説』一二八図の内閣注「正四位下、寛平ノ比人也」とを比較すると、同筆とは認めがたい。川上「一九九八」の注72にいう「別筆と思われるかもしれない」、「古筆切研究第一集」三七の解説（小林強担当）の「本文とは異筆である可能性が高い」という指摘に同意する。この勘物は、本文とも清輔本勘物とも別筆であるから、本文の書写年代を考えると、この勘物が依拠した内閣注の成立や性格を

考慮しなくてもよい。本文の書写年代じたいは、寿暁の生存時期と推定される南北朝期頃とみても問題が生じないわけである。川上「一九九八」が最終的には否定しながらも提示した、「下冊の書入を後人の所為とし、本行部分の書写年代を鎌倉期まで引上げれば、寿暁真筆であることと内閣文庫本注の書入とを矛盾なく解決出来ることになる」という見立てが妥当と判断する。

内閣注と重なる勘物は、本文とも清輔本勘物とも別筆であると判断されるため、旧稿の記述は一部修正しなければならぬ。「本文別筆かとも疑われる注記もあるのだが本文と殆ど同時期のものであることは動かない」(三〇八頁)との記述は誤りとなる。これと連動して、「伝寿暁筆切の書き入れ注記は、内閣注の成立時期とほぼ同時期のもの」(三〇八頁)も誤りとなる。

後者については幾らか説明を要する。内閣注の成立過程は、旧稿で示した仮説が認められるならば次のようになる。

- 1 正親町三条実継の真筆である『古今集』があった。
- 2 師成親王は、1に直接、細字で当流の説などを書き込んだ。時期は不明。
- 3 応永三十年(一四二二)、師成親王は注記ともども、2を転写した。

4 文明十三年(一四八一)、大内政弘の依頼をうけ、轉法輪三条公教は3にある書き入れ注記のみを抽出し、注釈書のかたちで整形した。

どの段階を「成立時期」とみるかも問題であるが、伝寿暁筆断簡の勘物が依拠したものが、右の2か3か4かも分からない。しかし、いずれであっても、「内閣注の成立時期とほぼ同時期」の勘物であるとは認められない。川上「一九九八」は「下冊の書入を別筆と認めたとしても、本行よりさほど下るものとは思えず」とも指摘しており、『古筆切研究 第一集』は「川上氏の判断には一抹の不安を感じざるを得ない」と疑問視しているが、後者の見立てが妥当であろう。

なお、この修正によっても、旧稿で示した成立過程じたいは修正されない。伝寿暁筆断簡にある内閣注と重なる勘物と、内閣注とを比較することで、師成の関与しない後人注を抽出できるとの推測は、むしろ補強されると考える。

さて、内閣注と重なる勘物には、まだ問題がある。この勘物は、伝寿暁筆断簡のうち、巻第一〜十(二冊本であったと想定すると上冊に相当)の断簡には全く存在しない。勘物の長さを問わず、有ってしかるべき個所に、無い。一方、巻第十一〜二十(二冊本であったと想定すると下冊に相当)に

は、勘物がある断簡と、有ってしかるべき部分に勘物のない断簡とが、混在している。有ってしかるべき部分に勘物のない下冊相当の断簡とは、諫早家崇史蔵手鑑所収の断簡（六三八歌本文く六四〇番作者）と、慶應義塾大学三田メデアセクター蔵小津家旧蔵断簡（八四三詞書く八四四作者。『慶應義塾大学図書館蔵小津家古筆切聚影』所収）の二葉である。後者の断簡にあることが期待される内閣注と重なる勘物は、八四三番詞書「友則一男、加賀守紀有季」と、八四四番詞書「或注、近院大將当純卿卒後、娘九条内侍がもとへ遣也。歌は七条中宮御歌也。へ（朱合点）山てら、山崎宝寺。」である。これらが断簡には一切転記されていない。後者を実見したところ、擦り消し跡なども確認できなかつた。

内閣注との関係も、清輔本古今集の勘物との関係において見たように、上冊と下冊では違いがあると予想される。そこで清輔本勘物の有無を踏まえて整理すると、現存する伝寿暁筆断簡は、すべて同筆ながら、勘物の有無によって次の四種に分けられる。

- | | |
|----------|-----------------|
| 上冊相当断簡 a | 清輔本勘物がある・内閣注がない |
| 上冊相当断簡 b | 清輔本勘物がない・内閣注がない |
| 下冊相当断簡 c | 清輔本勘物がない・内閣注がある |
| 下冊相当断簡 d | 清輔本勘物がない・内閣注がない |

下冊相当の断簡には、本文の重複する部分はないが、上冊相当の断簡には本文の重複があつたので、先述の通り、同筆で書写された、上下冊揃いの『古今集』が二種類存在していたと考えてよい。そうすると、右の a と d を組み合わせるならば、b（『古筆切影印解説』一二六図など）と d（諫早家崇史蔵手鑑所収断簡・慶應義塾大学三田メデアセクター蔵小津家旧蔵断簡）が本来はセットなのではないか、b と d が同じ『古今集』から切り出されたツレではないか、と推測される。すべての断簡を実見できていないため、紙質と正確な法量・字高がわからないが、図版類を使って、詞書と作者名を書き出す位置を見比べると、b と d は、a と c よりも、やや低い傾向にはある。

では a と c はツレとみるべきか。上冊にのみ清輔本勘物を転記し、下冊にのみ内閣注を転記するという行為は不自然であるし、零本を使ったとする推測も無理があろう。ただし、旧稿で整理したように、内閣注は現存本じたいが上下別筆の取り合わせ本であり、公敦筆として残る箇所は下冊相当部分に限られ、この事実との符合は、やや気になるところではある。a と c がツレか否かについては、a・c にあたる断簡（及びいずれにも該当しない断簡）がさらに多く確認できた段階で改めて検討したい。

以上、伝寿暁筆『古今集』断簡について、(一)「内閣文

庫本古今和歌集注』の注文と重なる勅物は本文とは別筆であること、(二) 現存する断簡はすべて同筆であるが、すべての断簡が同じ写本から切り出されたのではなく、少なくとも二種類の写本から切り出されたものであること、(三) 伝寿暁筆『古今集』断簡の書写者は『古今集』を複数回、転写しており、清輔本の勅物も転記していること、を確認した。この三点を踏まえたうえで、次に、伝寿暁筆『古今集』断簡と同筆である『顕注密勘』の断簡について検討する。

三、伝寿暁筆『顕注密勘』断簡とその周辺

伝寿暁筆『古今集』断簡と同筆である、寿暁を伝称筆者とする『顕注密勘』断簡があることは、指摘されて久しい。現在紹介されている断簡は以下の通りである。

- ① 川上「一九九八」：注65に六葉を集成
- ② 海野「一九九九」：①の紹介したもののうち『古筆手鑑四』六九（『名家古筆手鑑集』所収）を除く五葉について詳述

- ③ 『古筆切研究 第一集』（解説は小林強。思文閣出版、二〇〇〇）：一葉を紹介
- ④ 日比野「二〇一一」：二葉を紹介

- ⑤ 『日本の書と紙 古筆手鑑』かたばみ帖』の世界』（三弥井書店、二〇一一）：一葉を紹介
- ⑥ 久保木「二〇一三」：鶴見大学図書館蔵の十一葉を貼り付けた折帖一帖、および同蔵手鑑の一葉を紹介
- ⑦ 小島「二〇一三」：成城大学所蔵古筆手鑑『も、ちどり』所収の一葉を紹介

以上の二十三葉に加え、伏見宮家旧蔵手鑑『筆林翠露』にも、巻第一・春歌上・十八番歌の顕注部分に相当する一葉を確認しえた（東大史料編纂所所蔵写真帳による）。さらにまた、実践女子大学文芸資料研究所蔵手鑑『筆林』にも一葉存することが判明したので報告する。


実践女子大学文芸資料研究所蔵手鑑『筆林』所収の断簡は、すでに（調査報告 七十四）文芸資料研究所蔵手鑑『筆林』（『年報』二四）に「切れ一覧」として書誌事項のみ紹介されている。四六番の「歌書〈古今注か〉」と記されているものがそれである。書誌は以下の通り。【↓図版B】

〈書誌〉

縦十六・一×横十三・四センチ。和歌の字高は十四・〇センチ前後。顕注部分の字高は、十三・五センチ前後、和歌より約〇・五センチ下部から書く。密勘部分の字

舟楫只毎祝也 舟三楫三ノ
 儀もいひ時を二可 祿用規
 わよりいあきせー 波たさうつ
 ばらを福んわうう 舟みうら
 あさせー 波うさきせのう浪
 ばしー 三たうさう ばらを神た
 わさうまけり 三つ 舟ハニう
 舟小むと教をうら ばけと 舟心
 ちうあをたを だちと ばうさ
 舟心 舟きいを ばさうらう

〔本紙〕

慶運律師 川川の


〔極札〕

高は、十二・五センチ前後、和歌より約一・五センチ下部から書く。紙質は斐紙と推定される。六行目文末「あ」の右傍記「と」および九行目のイ本注記「河イ」は本文同筆。擦り消し跡などは無い。極札は「慶雲律師わたつみの」（朝倉茂入）。『年報』で指摘されている通り、書き出しが断簡とは一致しないので、別の断簡の極札であろう。断簡裏面は台紙に貼り付けられているため確認できない。

書写内容は、一七五番歌（巻第四・秋上）の密勘部分と、一七七番歌本文と頭注部分である。本文系統は、ツレである鶴見大学図書館蔵の断簡類を精査できていないので、後考を俟つことにする。

ところで、寿暁を伝称筆者とする断簡として、定家著『僻案抄』の断簡も、一葉のみだが報告されている。海野「二〇〇一」および『平成新集古筆資料集 第二集』に紹介された四半切一葉で、この筆跡は、海野「二〇〇一」が指摘する通り、寿暁筆『古今集』断簡とも、伝寿暁筆『頭注密勘』断簡とも同筆と推定される。いずれもが同筆ということは、この人物は、『古今集』を少なくとも二回書写し、定家と六条藤家の学説を伝える『頭注密勘』と『僻案抄』

をも写していることになる。推定書写年代である南北朝期頃に、旺盛な歌書の書写活動を行なった、興味深い人物といえよう。

『古今集』『頭注密勘』『僻案抄』を写した人物が、伝称どおり津守寿暁（寿暁法師）その人か否か、真筆資料がないため、わからない。ただし、これらが寿暁の真筆である可能性を示唆するかもしれない資料がある。それは、『古筆手鑑 宮内庁書陵部蔵』古筆手鑑叢刊1、貴重本刊行会、一九九九）の二〇二「伝津守寿暁筆 歌合切」である。当該断簡の筆跡は、ここまで見てきた『古今集』『頭注密勘』『僻案抄』と同筆であると判断できる。解説が指摘するように、当該断簡の書写内容は未詳歌合であるが、詠者は津守国兼と津守国冬であるので、津守の「一族間で催された歌合」と推測され、「神主従四位下撰津宿祢国冬」との位記から、国冬が撰津守となる正和元年（二二二）頃に行われた歌合と推定される。津守一族の歌合を、津守寿暁が写すことは自然であり、寿暁が歌人としてマイナーであるうえに能書家として知られているわけでもないことを考え合わせれば、一連の寿暁を伝称筆者とする断簡群は、まさに寿暁の真筆であるとも思えてくるが、如何であろうか。

さらに推測を重ねることになるが、『古今集』や『古今集』に関する言説と寿暁との結びつきを示唆する資料として、

「康永元年奥書本古今和歌集抄」と称される『古今集』の注釈書にある本奥書が思い起こされる。京都大学附属図書館平松文庫に蔵される、「古今和歌集抄」との外題をもつ一冊である（平松／第七門／コ九）。同系統の注釈書は確認できない。京都大学貴重書デジタルアーカイブにより、本奥書を示す（字配りは原本のままとする。なお、書写奥書はない。江戸時代中期頃の書写）。

此古人事、本然房自寿暁房相傳之

間、於阿波国萱嶋庄、康永元林鐘廿六日

始之、同南呂六日、自本然房令口傳畢、努

力、不可有外之儀、令隱蜜可秘

藏者也く。

康永元年十月廿六日 書写畢

定本判

康永元年（一三四二）、某は「本然房」（未勘）から『古今集』の説を口伝された。「本然房」の説は「寿暁房」から相伝されたものだという。この「寿暁房」とは、本稿で取り上げてきた寿暁ではないか。『古今集』『顕注密勘』『僻案抄』を、推定書写年代である南北朝期頃に写した可能性のある「津守寿暁（寿暁法師）」と、康永元年以前に『古

今集』に関する言説を相伝した「寿暁房」は、時代も、あり様も、重なるように思われる。

右の本奥書が書かれた丁の裏面、第一行目には「説哥百廿五首此外短歌詞物名以下序／并哥有之考也」〔〕は改行とあり、その丁は以下空白。次丁オモテから「作者事」と題して難読作者名と目される一覽と読み（片仮名）がある。次いで、「作者百廿四人」と題して、位階別に作者名（片仮名による読みを傍記す）と入集歌数を示す。これは『古今集注釈書伝本書目』（勉誠出版、二〇〇七）が指摘するように、清輔本系統の『古今集』巻末にある「作者目録」と似通う。この目録が「寿暁房」から「本然房」へと相伝されてきた説かどうかは分からないが、清輔本系統の『古今集』との接点が見出せることも、本稿で取り上げてきた「津守寿暁（寿暁法師）」の姿と通じる。

以上の点は、「康永元年奥書本古今和歌集抄」の精査を経たうえで改めて考察したいと思うが、寿暁に関する情報の共有を目的として、ここに示しておく。

四、結語

本稿で取りあげた、定家本系統の『古今集』の断簡、『顕注密勘』の断簡、『僻案抄』の断簡は、同筆とみて誤らない。

これらを書写した何某は、『顕注密勘』と『僻案抄』を書写していることから分かるように、定家の歌学に対して高い関心を持っている。のみならず、『古今集』断簡にある、本文と同筆の勘物によると、清輔の歌学にも通じている。また、『顕注密勘』の書写を介して、清輔の歌学を踏まえた顕昭の歌学にも触れている。相違する御子左家説と六条藤家説、その両方を享受する姿勢には、自家の説に拘る歌道家内部の人間とは異なり、歌道家の外側にいる人間ゆえの、歌学に対するある種の柔軟性が認められるように思う。『古今集』に関わる種々の言説が流布し、変容してもいく鎌倉期から南北朝期の諸相を観察するとき、諸説を越境する何某（稿者は寿暁とみている）のふるまいには、興味が尽きない。諸注を集成していく歌学史を体現する人物として、注目しておきたい。

【注】

(1) 川上「一九九八」・小林「二〇〇〇」に未掲載の断簡を左に示す（古書店の目録類に掲載されているものは省略。なお宝島寺蔵手鑑にも一葉あるとの由だが未勘）。

- ・ 鶴見大学図書館蔵手鑑 一葉 ……久保木「二〇一三」
- ・ 出光美術館蔵手鑑『濱千鳥』一葉 ……別府「二〇〇八」
- ・ 出光美術館蔵手鑑『墨寶』一葉 ……別府「二〇一五」

【引用参考文献】

- ・ 個人蔵手鑑 一葉
 - ・ 国文学研究資料館蔵手鑑（九九・一三六）一葉
 - ・ 個人蔵マクリ 一葉 ……図版A
 - ・ 梅沢記念館蔵『あけぼの』下（『古筆手鑑大成』第七卷）
 - ： 伝津守国冬筆。『古筆切影印解説』第一二七図と虫損が連続するためツレと認定できる
 - ・ 島根美保神社蔵手鑑（『古筆手鑑大成』第十五卷）一葉
 - ・ 泉屋博古館蔵手鑑（『泉屋博古 日本書跡』）一葉
- (2) 『古今集古注釈集成 淨弁注 内閣文庫本古今和歌集注（伝冬良作）』（笠間書院、一九九八）には当該注文が翻刻されていないが、内閣文庫本を実見し、補う。
- ・ 海野圭介「一九九九」「顕注密勘」古筆資料の検討」「古代中世文学 代中世文学研究論集」二
 - ・ 同「二〇〇二」「僻案抄」古筆資料の検討」「古代中世文学研究論集」三
 - ・ 川上新一郎「一九九八」「清輔本古今集考 補遺」「斯道文庫論集」三二（『六条藤家歌学の研究』には未収録）
 - ・ 同「一九九九」「六条藤家歌学の研究」（汲古書院）第二章（初出は「清輔本古今集考（下）」「斯道文庫論集」二七、一九九三）

・久曾神昇「二九五」『古筆切影印解説 久曾神コレクション
ン1（古今集編）』（風間書房）

・久保木秀夫「二〇二三」『風格の古筆手鑑 深奥なる古筆切』

（『鶴見大学創立五〇周年・鶴見大学短期大学部創立60周年
記念 第一三五回鶴見大学図書館貴重書展』）

・小島孝之「二〇一三」『成城大学所蔵古筆手鑑』も、ちどり』
概要』（『成城國文學論集』三五）

・小林強「二〇〇〇」『古筆学大成』4巻及び5巻関係・『古
筆学大成』未所収の主要伝称筆者関係の古今集切一覽稿』
（『自讃歌注研究会会誌』八）

・日比野浩信「二〇一一」『顕注密勘』古筆切管見』（『典籍
と史料』思文閣出版）

・別府節子「二〇〇八」『出光美術館蔵 古筆手鑑』濱千鳥』
について』（『出光美術館研究紀要』14）

・同「二〇一五」『出光美術館蔵 古筆手鑑』墨寶』について』
『出光美術館研究紀要』21

・旧稿「二〇一五」『内閣文庫古今和歌集注の伝本・奥書・成
立』『国語国文』八四―五

研究費助成事業・二〇二〇年度研究活動スタート支援（研
究課題番号 20K21965）に基づく研究成果の一部である。

（ふなみ かずや・実践女子大学准教授）

【付記】

資料の閲覧をご快諾くださいました御所蔵者および機関
にあつく御礼申し上げます。本稿は日本学術振興会・科学